

防地協第3891号
20.3.28

地方協力局長
各地方防衛局長 殿

事務次官

補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額等の下限
について（通達）

財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成9年法律第109号）第38条第1号の規定に基づき、補助金等に係る交付を決定する場合における決定額等の下限が別表のとおり定められ、平成20年4月1日から施行することとされたので通達する。

なお、補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額等の下限について（施本第1297号（CFP）（平成12年8月23日））は廃止する。

添付書類：別表

補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額等の下限

補助事業等の区分	決定額等の下限
(目) 障害防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般障害防止に該当する経費を充てる補助事業等	全体計画における補助金総額 3,000千円
(目) 障害防止対策事業費補助金のうち(事項区分)共同受信施設等に該当する経費を充てる補助事業等	全体計画における補助金総額 3,000千円
(目) 教育施設等騒音防止対策事業費補助金のうち(事項区分)一般防音に該当する経費を充てる補助事業等	全体計画における補助金総額 2,000千円 (施設の新築及び増築に併せて行う防音工事を除く。)
(目) 施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)一般助成に該当する経費を充てる補助事業等	全体計画における補助金総額 2,000千円
(目) 施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)防音助成に該当する経費を充てる補助事業等	全体計画における補助金総額 2,000千円 (施設の新築及び増築に併せて行う防音工事を除く。)
(目) 施設周辺整備助成補助金のうち(事項区分)飛行場周辺の移転補償等に必要な経費を充てる補助事業等	全体計画における対象戸数 原則として10戸
(目) 道路改修等事業費補助金に該当する経費を充てる補助事業等	全体計画における補助金総額 3,000千円